

# 非常災害にあったとき…

組合員が非常災害により住居または家財に一定の損害を受けたときに損害の程度に応じて給付されます。

「非常災害」とは水害、地震、火災などをいいますが、盗難は含まれません。

同一世帯に組合員が2人以上ある場合は、各組合員につきそれぞれ災害見舞金が給付されます。



(1) 住居とは、その所有権の有無にかかわらず、現に組合員の生活の本拠として居住する建物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間の別を問いません。通常は、組合員証の住所欄に記載されている住居をいいます。  
なお、別棟の離れ屋、物置、門、塀等は住居に該当しません。

(2) 家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいます。  
山林、田畑、宅地、借家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等を含みません。  
原則として、住居内にあるものに限られ、住居狭小等の理由により、他に預けているものは含みません。  
なお、住居とは異なり、組合員及び被扶養者の所有のものに限ります。



(3) 組合員とその被扶養者が別居している場合は、被扶養者の住居または家財も組合員の住居または家財の一部として取り扱います。  
損害の程度は、原則として、住居又は家財を換価して判定します。この場合原則として災害の発生した時点の時価により判定します。

## 提出書類

- 災害見舞金請求書（所定様式あり）
- 罹災状況報告書（所定様式あり）
- 市町村長、消防署長又は警察署長の発行する罹災証明書（所定様式あり）
- 住居の場合は、見取り図、平面図（罹災箇所を表示すること）
- 現場写真
- 新聞記事の写し
- その他、被害状況、損害の程度を判断するために必要な書類

## ⚠ 時効

各種給付金は、給付事由が生じた日から  
2年間請求しない場合は、時効により消滅します。